

# 県営土地改良事業変更計画概要書

事業名 農業用排水施設整備事業

地区名 御荘平山地区

事業主体 愛媛県

# 県営土地改良事業（農業用用排水施設整備事業・御荘平山地区）変更計画概要書

## 1 変更の概要

### 農業用用排水施設整備事業

事業量	72. 2ha	→	79. 6ha (7. 4ha 増)
事業費	605, 000 千円	→	850, 000 千円 (245, 000 千円増)
事務費込	635, 250 千円	→	892, 500 千円 (257, 250 千円増)

事業量及び事業費変更前後対比表

区分 事業名	変更前		変更後		増△減	
	事業量	事業費 (千円)	事業量	事業費 (千円)	事業量	事業費 (千円)
純工事費 用排水施設工	A=72. 2ha	530, 000	A=79. 6ha	766, 000	A=7. 4ha	236, 000
測量試験費		68, 000		77, 000		9, 000
用地及び補償費		7, 000		7, 000		0
小計		605, 000		850, 000		245, 000
事務費		30, 250		42, 500		12, 250
合計		635, 250		892, 500		257, 250

## 2 変更の事由

御荘平山地区に隣接する御荘菊川地区他の樹園地 A=7. 4ha について、かん水・防除に河川水を利用しており、近年の干ばつに伴う水不足をうけ、事業に参加したいとの申し出があった。追加受益について、水量及び末端給水栓での水圧等について検討した結果、追加可能であることが確認されたため、施工区域を増加し畑かん施設を造成することにより、柑橘の品質向上や営農環境の改善を図る。これに伴い、配水管及び給水栓を追加する。

## 3 事業計画概要

### 第1章 目的

本地区は、宇和海に面した急傾斜の樹園地帯で、日当たりの良さ、排水の良さという自然条件を活かして河内晩柑の産地を形成しており、市場の評価も高く、農家の生産意欲も高い地域である。平成 13 年から 18 年にかけて、県営中山間地域総合整備事業において、畠地かんがい施設の整備を実施し、柑橘の品質向上と営農労力の軽減が図られたが、近年、生産農家の規模拡大や新規担い手の参入等により、現在の施設では用水を確保できない園地が増加しており、用水不足による作業負担の増大や柑橘の品質低下が問題となっている。また、急傾斜の段畠地形であるため、現況道路は狭小であり、収穫物や生産資材等の運搬において効率化の妨げとなっている。そのため、地域農業の中心となる担い手農家を総合的に支援するため、農業用用排水施設及び農道整備を実施し、柑橘の品質向上と営農環境の改善により、柑橘の生産振興及び担い手農家の経営安定を図ることを目的とする。

### 第2章 地域の所在及び現況

#### 第1節 地域の所在

愛媛県愛南町御荘平山

## 第2節 地籍

(単位 : ha)

現況地目 市町村名	農用地			原野	山林	その他	計
	田	畠	樹園地				
愛南町		(72.2) 79.6					(72.2) 79.6

## 第3節 現況

### (1) 自然環境

愛南町は愛媛県最南端に位置し、北は宇和島市、南は高知県宿毛市と接し、海岸部で太平洋に面している。気候は、四季を通じて温暖で、梅雨時期には雨が多く南海型気候の特色を持っている。四国山脈の森林地帯から流れる僧都川の流域に平野部が開け、市街地を形成している

### (2) 社会環境

町の人口は年々減少し続け、現在 9,730 世帯、18,337 人（令和 7 年 4 月現在）となつており、産業構造では、第一次産業 20.1%、第二次産業 14.1%、第三次産業 65.8%（令和 2 年国勢調査）となっている。

### (3) 生産環境

愛媛県南予地域の柑橘産地は、「共選」単位で独自のブランドで出荷を行うなど、生産者自身が運営する「共選」が主体的・戦略的な生産・販売に取り組んでおり、本地区においても「JA愛媛南 マルエムフルーツアイランド」を軸に、地区内の農家で「果樹同志会」を組織することにより、多数の小規模な家族経営が強固に結束し、地形条件を活かしながら特色ある生産に取り組んでいる。

## 第3章 基本計画

### 第1節 計画の要旨

本事業により、畑かん施設を整備し主力品種である河内晩柑を中心とした営農体系の安定を図り、効率的かつ持続的な農業経営を確保するとともに、農地集積に資する担い手の支援を一体的に実施することで、畑作物の生産振興及び担い手の経営安定を図る。

事業別面積

(単位 : ha)

現況地目 事業目的	農用地			原野	山林	その他	計
	田	畠	樹園地				
農業用用排水施設整備		(72.2) 79.6					(72.2) 79.6

## 第2節 環境と調和への配慮

本地区は、「愛南町田園環境マスタートップラン」において、環境配慮区域となっている。環境概査においては、ベンケイガニの生息地である海岸付近は工事を必要としない区域であることから影響は軽微である。コハシミョウの生育域である日当たりの良い植生の少ない場所は工区外に残存するため影響は軽微である。なお、工事中の水質汚濁の防止に努め、周辺の住民環境や自然環境に配慮する。また、工事実施前に希少動植物が確認された場合は、有識者の意見を聴取し、適切な対応を講じることとする。

## 第4章 工事又は管理の要領

畠地かんがい施設（水源整備、送水及び配水パイプライン、配水槽、給水栓）を整備する。  
工事完成後の管理は、愛南町及び水利組合が行う。

## 第5章 換地計画の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業費	850,000千円
事務費	42,500千円

## 第7章 効用

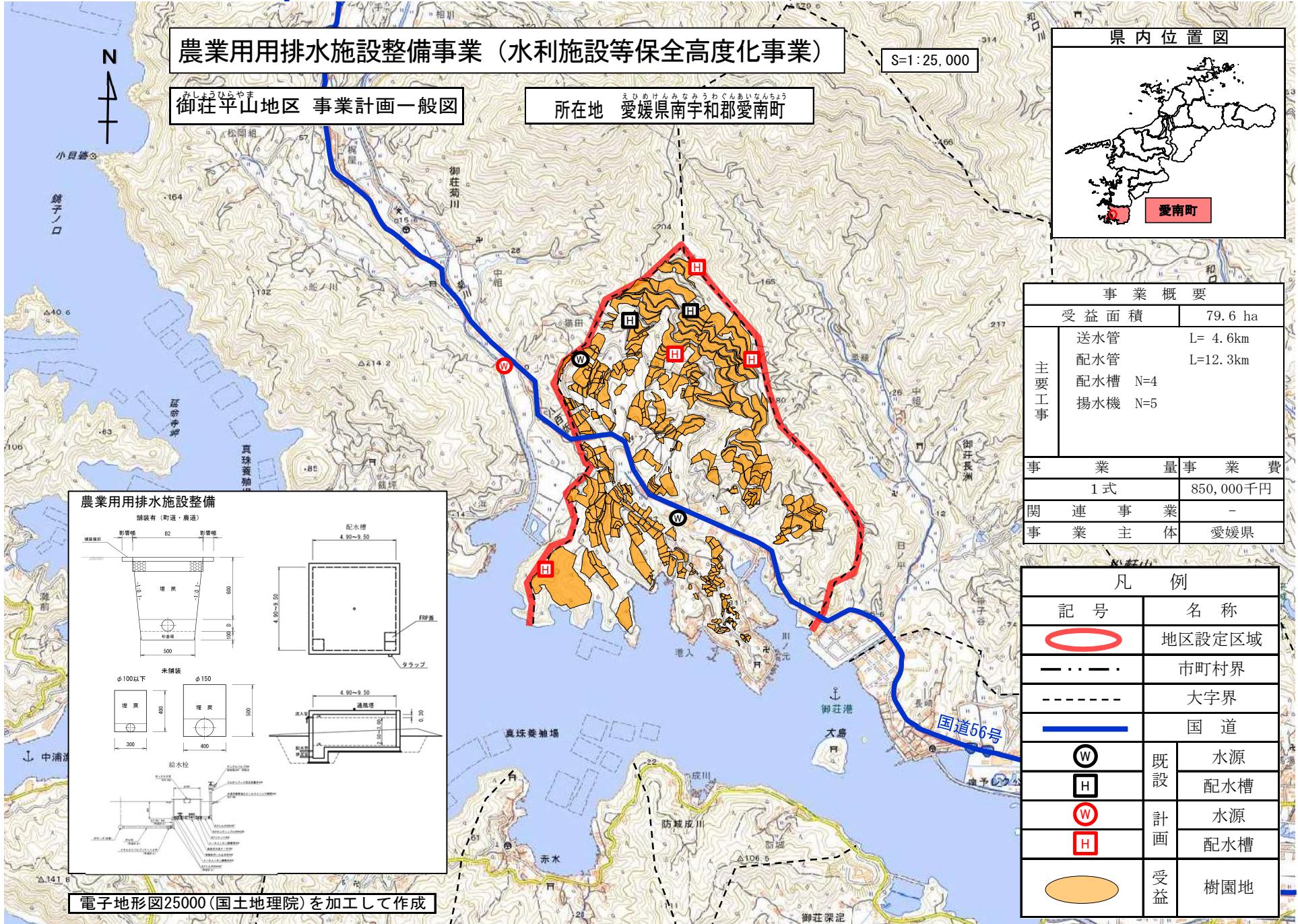
畠地かんがい施設を整備することにより、用水の安定供給や水管理に係る経費削減が図られ、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、国産農産物安定供給効果が得られる。

## 第8章 他事業との関連

該当なし

## 第9章 計画概要図

別紙のとおり



県営土地改良事業（農業用用排水施設整備事業・御荘平山地区）における事業費等の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

国庫補助金	(302,500千円) 425,000千円
県費負担金	(151,250千円) 212,500千円
地元負担金	(151,250千円) 212,500千円
計	(605,000千円) 850,000千円

2 事務費及び工事雑費の負担区分の予定

県費負担金	(30,250千円) 42,500千円
地元負担金	(0千円) 0千円
計	(30,250千円) 42,500千円

3 地元負担の予定基準

地元負担金212,500千円を土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定に基づき愛南町が負担する。

内訳

工種	負担者	変更前		変更後	
		愛南町	受益者	愛南町	受益者
農業用用排水施設整備事業（事業費）		151,250千円	0千円	212,500千円	0千円
農業用用排水施設整備事業(事務費及び工事雑費)		0千円	0千円	0千円	0千円

4 特別徴収金

この事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。